

石狩地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約 (改正案)

(名称)

第1条 石狩振興局所管区域に設置する会議の名称は、石狩地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道央広域連携地域に設置する会議の名称は、道央地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

(目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道総合開発計画及び北海道総合計画の見直しに伴い、地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は、次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関すること
- (2) 地域づくりの方向及び地域づくりの推進に関すること
- (3) 社会資本整備における重点化に関すること
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、必要に応じ有識者、地域経済界、民間事業者、協同組合、金融機関、NPO等、地域を支える多様な主体を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

(幹事会)

第5条 連携会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

- 2 幹事会の構成員は、別表3のとおりとする。

(事務局)

第6条 連携会議及び合同会議にそれぞれ事務局を置く。

- 2 連携会議の事務局の庶務は、札幌開発建設部及び石狩振興局が共同で処理する。
- 3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局（以下「総合振興局等」という。）の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局等を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第7条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数総合振興局等に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年 2月22日から施行する。

この規約は、平成16年11月12日から施行する。

この規約は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成20年 6月23日から施行する。

この規約は、平成20年 7月 4日から施行する。

この規約は、平成22年 6月30日から施行する。

この規約は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規約は、令和 6年 7月29日から施行する。

この規約は、令和 7年 7月31日から施行する。

別表 1

札幌市長
江別市長
千歳市長
恵庭市長
北広島市長
石狩市長
当別町長
新篠津村長
札幌開発建設部長
石狩振興局長

別表 2

札幌市長
岩見沢市長
石狩市長
寿都町長
室蘭市長
苫小牧市長
<u>日高町長</u>
札幌開発建設部長
小樽開発建設部長
室蘭開発建設部長
空知総合振興局長
石狩振興局長
後志総合振興局長
胆振総合振興局長
日高振興局長

別表 3

市町村	企画担当課長等
札幌開発建設部	地域連携課長
石狩振興局	地域創生部地域政策課長 地域創生部主幹（社会資本）